

ひとり親家庭のために

児童扶養手当

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

【対象者】・離婚、未婚、死亡その他何らかの事情で18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳まで）を養育する父または母
・父または母が重度の心身障がい者で児童を養育している方
※支給要件や所得制限があります。

【手当額】 (令和8年4月分～)

	月額
第1子	全部支給：48,050円 一部支給：11,340円～48,040円
第2子以降加算額	全部支給：11,350円加算 一部支給：5,680円～11,340円加算

【受給方法】子育て支援課で申請が必要です。申請後、県で審査し知事の認定で支給されます。申請した月の翌月分から手当が支給されます。支払い時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月までの2か月分を支給します。

ひとり親家庭医療費助成

問 住民課 国保年金係 ☎42-2111

ひとり親の方の医療費を助成しています。
★詳しくは20ページをご覧ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

母子父子寡婦家庭に対し、就学、就業、生活、技能取得、結婚などの資金を貸し付けています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎44-4611

家事など、生活援助を必要とする母子父子家庭等に対し、ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します。